

**新潟県公安委員会規則第15号**

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月27日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第3</b> （第48条関係）			<b>別表第3</b> （第48条関係）		
課 名	職 名	職 務	課 名	職 名	職 務
(略)			(略)		
刑事総務課	(略)		刑事総務課	(略)	
	取調べ指導官	第19条第6号に掲げる事務		取調べ指導官	第19条第6号及び第7号に掲げる事務
	通信傍受指導官	第19条第7号に掲げる事務			
(略)		(略)			
(略)			(略)		

**附 則**

この規則は、平成29年11月1日から施行する。